

防災・復興における男女共同参画の推進に関する 政府の施策の取組状況についての意見（案）

平成 26 年 2 月
男女共同参画会議
監視専門調査会

男女共同参画会議は、平成 25 年 4 月 26 日、当専門調査会の今後の調査方針として「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について、引き続きフォローアップを行う」ことを決定した。

同決定を受けて、当専門調査会は、同年 5 月 31 日に防災・復興ワーキング・グループを設置し、本専門調査会が平成 24 年 12 月に取りまとめた「第 3 次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）」の中で、特に政府に対して求めている取組について、関係府省の対応状況を把握するとともに、そのうち一部の関係府省から施策の取組状況を聴取し、有識者から意見聴取を行った。この中で、特に重要と考えた事項について、施策等の現状とこれに対する評価、及び、今後政府が行うべき施策の方向性について、今般、以下のとおり意見を取りまとめた。

政府においては、本意見を踏まえ、今後も引き続き、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力に推進されたい。

1 防災における男女共同参画の推進

(1) 地方防災会議

(現状)

- 平成 24 年 6 月に災害対策基本法が改正され、都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を新たに加えることが可能となった。都道府県防災会議の女性委員の割合は、平成 24 年 10 月には 5.1% だったが、平成 25 年 4 月には 10.7% と増加した。また、女性委員のいない都道府県防災会議の数は初めてゼロとなった。
- 内閣府は、平成 25 年 11 月から 12 月にかけて、全国の市区町村を対象に調査を実施し、1,327 団体から回答を得た（回収率 76.2%）。これによると、市区町村防災会議の女性委員の割合は 6.2% となっており、政令指定都市 12.0%、政令指定都市以外の市 8.2%、町村 3.6% となっている。また、1,327 団体中 429 団体（32.3%）で女性委員がいないと回答しており、町村の防災会議では半数以上で女性委員がいない。

(評価)

- 第 3 次男女共同参画基本計画の成果目標（女性委員のいない都道府県防災会議の数を平成 27 年までにゼロ）を前倒しで達成したことは評価する。しかしながら、都道府県防災会議の女性委員の割合は依然として低く、割合が高いところと低いところの差も大きい（鳥取県 40.0%、広島県 1.7%）。都道府県防災会議は、委員のうち少なくとも 30% を女性とすることが求められる。

- 市区町村防災会議の女性委員の割合を初めて把握したことは評価する。しかしながら、全ての市区町村について把握できていない。市区町村防災会議については、女性委員の割合は低く、女性委員のいない防災会議も多い。市区町村防災会議の女性委員の割合を高めるとともに、早期に、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとすることが求められる。

(施策の方向性)

- 都道府県防災会議について、災害対策基本法第15条第5項第8号の活用だけでなく、同条同項第5号及び第7号を活用し女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、女性委員の割合が高い都道府県の事例の提供と併せて、周知していくことが必要である。
- 市町村防災会議については、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員の割合を高め、早期に、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとするよう、都道府県の協力も得て、働きかけることが必要である。このため、都道府県防災会議と同様、市区町村防災会議の女性割合の状況を、毎年把握することが必要である。

(2) 国及び地方公共団体の防災担当職員

(現状)

- 消防職員、警察官、自衛官等について、これまで女性を配置していなかったポストに女性を登用するなど、女性の採用・登用の拡大を図っている。
- 内閣府では、国及び地方公共団体の防災に携わる職員を対象に、「防災スペシャリスト養成研修」を実施し、平成25年度第3四半期の研修の中で、東日本大震災の避難所における女性の視点からの対応を取り上げた。

(評価)

- 女性の採用・登用の拡大に向けて取り組んでいることは評価する。一方で、国及び地方公共団体の防災担当部局には、実態として、女性の職員が少ない。防災に係る政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を図るために、防災担当部局の女性職員の割合を高め、管理職への女性の登用を一層推進することが求められる。
- 防災スペシャリスト養成研修において、避難所における対応を取り上げたことは評価する。一方で、男女共同参画の視点からの災害対応は避難所運営にとどまらないため、研修内容の一層の充実が求められる。

(施策の方向性)

- 「隗より始めよ」の観点から、防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用の拡大に率先して取り組むことが必要である。また、地方公共団体に対して、防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用の促進に取り組むよう働きかけることが必要である。その際には、女性が働くことを前提とした職場とする意識改革を推進した上で、男女共に働きやすい職場環境を整備することや、専門的な知識・経験を有する者を民間や他府省・他地方公共団体から積極的に登用するなどの工夫が考えられる。

- 防災スペシャリスト養成研修等の防災担当職員を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込むことが必要である。

(3) 消防団及び自主防災組織

(現状)

- 消防庁は、東日本大震災の経験等を踏まえ、平成25年6月に、地方公共団体に対し、女性の入団促進を一層積極的に図るとともに、まだ女性が入団していない消防団にあっては早急に入団を認めるよう依頼した（女性消防団員がいる消防団は2,224団中1,321団（59.4%））。
- 消防庁は、婦人（女性）防火クラブの充実・活性化策に向け、研修会等への講師派遣やシンポジウムの開催等を実施している。
- 婦人（女性）防火クラブは、東日本大震災では避難所での炊き出し支援が主となつておらず、避難所運営の支援を主体的に担ったところは少なかった。

(評価)

- 女性消防団員の入団促進に取り組んでいることは評価する。一方で、半数近くの消防団において女性が入団していないことから、女性のいない消防団をゼロとすることが求められる。
- 婦人（女性）防火クラブは、地域の状況をよく知っていることから、女性リーダーとして、男女共同参画の視点を持って避難所の開設・運営等に積極的に関わることが求められる。

(施策の方向性)

- 男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団がゼロとなるよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進し、特に、女性のいない消防団については、早急に積極的な入団を働きかけることが必要である。
- 婦人（女性）防火クラブを含め、自主防災組織の研修や人材育成に当たっては、予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及することが必要である。

(4) 男女共同参画センター・女性センター等

(現状)

- 内閣府は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年5月に公表し、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて内閣府及び消防庁が全国9か所で開催したブロック会議において説明を行った。平成26年度には、本取組指針を踏まえ、男女共同参画センター等が中心となり、地域の実情に合わせた男女共同参画の視点からの防災・復興のモデル的な取組を実施し、その効果や課題を明らかにする「地域防災における男女共同参画の推進事業」を実施することを予定している。
- 全国女性会館協議会が実施した調査によると、男女共同参画センター・女性センタ

一等（以下「センター」という。）の78施設中20施設（25.6%）は地域防災計画に役割や位置づけが明記されている。同協議会は、防災・復興に関するセンターの全国的なネットワーク構築に向けた取組を始めている。

- センターの中には、男女共同参画の拠点施設として、「防災」を切り口に市町村に出向き、関係機関と連携を図りながら、男女共同参画の視点からの避難所運営訓練等を行っている（青森県男女共同参画センター等）。
- NPOや女性グループにおいて、女性防災リーダーの養成が行われている。男性の受講者が多くなりがちな地方公共団体主催の地域防災リーダー養成講座に、養成した女性が参加したり、地域で防災に取り組む女性のネットワーク構築を図るNPOの活動もある。

(評価)

- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針やチェックシートを作成、ホームページ上で公表し、活用されていることは評価する。一方で、市区町村のうち約35%が取組指針を踏まえ、特に何もしないと回答していることから、市区町村に対する更なる働きかけが求められる。
- 先進的な取組を行うセンターの事例を広く周知するなどにより、各地域のセンター等の取組を促進することが求められる。また、センターは、日頃から地域内の異なる領域の団体等と連携を図るとともに、広域のセンターや団体等ともネットワークを構築し、災害時には相互支援を行うことが求められる。さらに、センターを通じて、男女共同参画に関する活動にかかわっている者だけでなく、他の領域の団体・関係者に対しても、男女共同参画への理解を促進することが求められる。
- 防災リーダーの養成に当たっては、男女共同参画の視点からの災害対応についての研修を実施することが求められる。

(施策の方向性)

- 地方公共団体においてセンターの平常時及び災害時における役割が明確にされ、センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となることが求められる。そのためには、モデル事業の実施及びその成果の周知等を通じて、地方公共団体及びセンターに働きかけることが必要である。
- 地域の防災リーダーの育成が、男女共同参画の視点を持って進められるよう、引き続き、地方公共団体に対して積極的に働きかけることが必要である。その際、センターと連携して防災リーダーの育成を行うことが考えられる。

2 復興における男女共同参画の推進

(1) 女性の活躍推進

(現状)

- 復興庁は、東日本大震災からの復興に当たり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を取りまとめた参考事例集を作成し、平成25年10月に計30事例を公表した。年度内に約20事例を追加することを予定している。また、参考事例集を活用しながら、被災地に出向き、それぞれの地域の状況を踏まえた具体的な

アドバイス等を行う取組も行っている。

- 復興推進委員会が平成25年6月に取りまとめた「「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）」を踏まえ、先導モデル事業やリバイブジャパンカップ（起業者への投資促進のためのプラットフォーム構築事業）等を実施している。先導モデル事業として選定された事業の中には女性が中心となっている事業も含まれており、また、平成26年1月に決定されたリバイブジャパンカップ（ビジネスコンテスト）の大賞受賞の1つは、女性による起業、雇用創出の事例である。
- 被災地では、生活者・消費者としての目線で、男性とは異なる課題・ニーズを把握し、コミュニティや産業の再生や、女性の就業機会を創出している起業がある一方で、経営経験が少ないため、組織づくりや営業・マーケティングにおいて女性起業家が壁に当たるケースもある。
- 第一次産業に従事する女性の中には、外部からの支援・情報が不足していたり、組織の中で意思決定過程に参画できないことから、意欲を持ちながら、十分にその力が発揮できないケースもある。

(評価)

- 参考事例集や被災地に出向いての働きかけの実施は評価する。一方で、復興における男女共同参画に関して、復興基本法、復興の基本方針等に男女共同参画関連の記述があることは支援者や被災地の住民に十分に知られていない。被災市町村や草の根の支援団体に積極的に周知することが求められる。
- 例えば、「新しい東北」先導モデル事業は、①子どもの成長、②活力ある超高齢、③自律・分散型エネルギー、④社会基盤（システム）の導入、⑤地域資源を5つの柱としており、公募に係る資料や事業選定の基準を見ても男女共同参画の視点が明示的には表現されていない。男女共同参画の視点を取り入れた事業の実施を推進するための情報発信が求められる。
- 女性が漁業権を持っていないため、漁業組合の正式な組合員になることができず、意思決定の場に参画できないなどの課題は、被災地に限られたことではない。農山漁村全体の問題として、取り組んでいくことが求められる。

(施策の方向性)

- 被災地での女性の活躍を推進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、被災地の女性や女性グループに行き渡るよう工夫して提供することが必要である。また、支援者や復興に従事する職員に対して、男女共同参画の視点を持つよう、研修等により働きかけを行うことが必要である。
- 「新しい東北」先導モデル事業を始め、復興に係る各種事業において、男女共同参画の視点が明らかになるよう、女性が活躍している事例等を積極的に情報発信することが必要である。
- 農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要である。

(2) 男女別統計の充実

(現状)

- 復興庁は、平成26年1月に「復興の現状」及び「復興の取組と関連諸制度」を公表し、ハローワーク別の有効求人人数・有効求職者数については男女別データを掲載している。
- 被災者等に対して行われる意識調査について見ると、例えば、復興公営住宅への入居意向や将来の帰還に関する意向を調査するため、平成25年度に復興庁、福島県、被災市町村の3者が実施した住民意向調査は、9市町村全てで世帯単位の意向の把握を行っている。避難中の世帯の代表者(分散避難の場合は分散後のまとまりそれぞれ)に調査票を送付しており、例えば、父親と母子とに分かれて住んでいるケースでは、父親と母親それが回答できることとなっている。9市町村のうち、回答者の性別を聞いているのは2市町村となっており、調査票の中で世帯の構成員全員について、性別、年齢、帰還意向等を把握しているのは1市町村となっている。
- 2012(平成24)年に第56回国連婦人の地位委員会において我が国が中心となって提案し、採択された「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議において、ジェンダー統計の重要性を指摘している¹。
- 平成26年1月に統計委員会が答申した次期公的統計基本計画の案においては、施策展開に当たっての基本的な視点及び方針の中で男女別等統計(ジェンダー統計)の充実を図る旨が記載されており、同計画は年度内に閣議決定が予定されている。

(評価)

- 東日本大震災からの復興に係る男女別データの整備やその必要性に関する認識が不十分な事例が見られる。復興に関する各種の施策や事業の中に男女共同参画の視点を反映していくためも、男女がどのような状況にあるのかを最大限把握することが求められる。
- 住民の将来の意向については、男女別、世代別で異なることが想定されることから、住民意向調査において世帯の構成員ごとの意識を把握しないことは、被災者のニーズの把握方法として問題である。

(施策の方向性)

- 統計情報について、可能な限り、男女別データを把握することが必要であることを、各府省において改めて共有することが必要である。
- 東日本大震災からの復興に係るデータについて、既存統計の見直しを行い、男女別データを把握しているが公表していないものは公表し、男女別データを把握していないものは把握しなくてよいのか検討を行うことが必要である。
- 被災地の住民を対象に意向調査を行う場合は、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公共団体に対し、世帯の構成員ごとの意識の相違が把握できるよう工

¹ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」(和文仮訳) 2(1) 「性別、年齢別、障害別の人団・社会経済統計を体系的に収集するとともに、ジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ、ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続し、これらの情報を防災、災害管理政策やプログラムに統合する。」

夫している調査例について情報提供を行うなど、世帯を対象として調査を実施する場合の調査方法や集計方法の工夫を働きかけることが必要である。

(3) 災害・復興時における女性や子どもに対する暴力

(現状)

- 内閣府が、岩手県、宮城県及び福島県において実施している「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の平成24年度の相談件数は、5,573件となっている。相談の中には、「震災後に夫の暴力がひどくなり、子どもにも暴力を振るうようになった」、「職場の男性から性的嫌がらせを受けているが、震災後にやっと見つけた仕事なので辞めたくない」等、配偶者等からの暴力に関する相談もある。
- 民間団体が平成23年10月から24年12月にかけて実施した調査では、災害時及び復興時の夫や交際相手等からの暴力のほか、避難所の住民やリーダー、ボランティア等の支援者からの性的な暴力が報告され、職務関係者や周囲の人からの二次的被害や不適切な対応が指摘されている。

(評価)

- 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業は、無料の電話相談の窓口が広く周知され、初めて相談につながるケースも多く、評価する。一方で、職務関係者に対しては、女性等に対する暴力についての理解の促進が求められる。

(施策の方向性)

- 被災地における支援者や復興に従事する職員が、被害者に二次的被害を与えた後、不適切な対応を行うことのないよう、災害・復興時に女性や子どもに対する暴力が起きること、及び、被害者への適切な対応を含め、男女共同参画の視点からの対応について研修等を行うことを通じて関係者の理解を一層促進することが必要である。

3 國際的な対応

(現状)

- 2014（平成26）年3月に開催される第58回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を再提出することを予定している。
- 2015（平成27）年3月に仙台において、第3回国連防災世界会議が開催され、兵庫行動枠組の後継枠組の策定が予定されている。
- 内閣府は、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の内容を分かりやすく紹介する英文パンフレットを作成し、平成26年2月に公表した。

(評価)

- 第58回国連婦人の地位委員会及び第3回国連防災世界会議等において、東日本大震災における草の根の女性たちの活動や、全国各地の男女共同参画センターと連携した被災地のセンターの活動を含む我が国の経験を、積極的に情報発信することが求められる。

(施策の方向性)

- 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議の再提出に当たっては、以下のことに留意することが必要である。
 - 災害リスク軽減²及び災害から回復する力（レジリエンス）を持つ社会の構築には、地域社会において平常時からジェンダー平等が実現していることが不可欠と確認することが重要。
 - 自然災害からの長期にわたる被災国の復興努力に対し、支援国や国際社会は、必要な支援の提供も含め、関心を適切に維持することが重要。
 - 2015年3月に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議で策定される「兵庫行動枠組」の後継枠組に、決議の内容を十分に反映するよう要請することが重要。
- 第3回国連防災世界会議における兵庫行動枠組の後継枠組の策定に当たっては、以下のことに留意することが必要である。
 - 女性は災害時に脆弱な立場に置かれることもあるが、防災・復興の主体的な担い手であることを明確にし、災害から回復する力（レジリエンス）を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを確認することが重要。
 - 予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画していくことが重要。
 - 仙台市以外の被災した地方公共団体とも連携することにより、東日本大震災の被災地である仙台市で開催することを最大限生かし、震災の経験を共有することが重要。
 - 災害リスク、影響及び損失に関する統計的な情報・データの収集に当たっては、ジェンダー統計の手法を採用することが重要。

² 災害リスク軽減 (disaster risk reduction, DRR) : 災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じること。すなわち、平常時から災害に強い社会の構築を目指して、物理的要因や環境的要因による脆弱性だけでなく、社会的・経済的要因による脆弱性を減らすこと。

防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について

(参考資料1)

平成26年2月18日

(注)この資料は、監視専門調査会「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「防災・復興における男女共同参画の推進」について)」(平成24年12月)に対して、それぞれの対応状況を事務局から照会し、これに対する回答内容を掲載したものです。

項目によっては「担当府省」欄に記載の府省以外にも、関係する府省があるものがあります。

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
1		第1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府においては、本意見を踏まえ、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力に推進されたい。 			
2		第2 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府においては、東日本大震災において顕在化した課題を取り上げて、防災・復興に関し、男女共同参画に日頃の关心や関わりが薄い人々も含めて、様々な人々が参加でき、それを通じて誰もが男女共同参画の意義と必要性を理解できるよう、平時から取り組んでいく必要がある。 			
3		第3 防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大	<p>1 国及び地方公共団体が設置・開催する会議等への女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央防災会議の下に設けられる専門調査会や復興推進委員会、防災・復興に関して担当大臣等の下で開催される各種の有識者会議等の構成員について、これらの数値を念頭に置きつつ、引き続き女性の参画拡大を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央防災会議については学識経験者4名のうち1名を、中央防災会議の専門調査会である防災対策実行会議についても、学識経験者11名のうち3名を女性としており、防災分野における女性の登用に配慮しているところ。 	対応済	内閣府
4			<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興推進委員会については、「復興の加速化」に加え、「新しい東北の創造」について、御議論いただくため、今年3月に新たな委員の任命を行った。 <p>その際、地域の将来像を検討するに当たり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東北の未来社会を構想できる知識と発想力、 ② 経済の活性化を構想できる知識と発想力、 ③ 地元の知恵や被災地での活動経験 <p>などを考慮して、被災地等の現場で実際に活躍されている有識者を中心に人選した。</p> <p>女性委員は15人中3人であるが、女性委員の中には、男女共同参画の観点から活躍されている方や、防災や避難所等での生活環境に關し男女双方の視点から取り組んでいる方もおり、適切に男女共同参画の視点は取り入れていると認識している。</p> <p>また、今年6月の中間とりまとめにあたっては、懇談会を数回行い、多数の女性有識者を招いてご意見を伺った。年度末の提言とりまとめにあたっても、引き続き女性を含め多くの方の意見をいただく機会を設けられないか、検討中である。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、地方防災会議等への女性の参画拡大及び地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 	対応中	内閣府
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性も含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号))(地域防災計画は、同会議が作成。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性も含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号))(地域防災計画は、同会議が作成。) 	対応済	内閣府

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	
5		2	国及び地方公共団体の防災・復興関連部局における女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次基本計画に基づき、引き続き、女性国家公務員及び女性地方公務員の採用・登用の促進に取り組んでいく必要がある。さらに、国や地方の防災・復興関連部局における職員の男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるよう、関連部局において取組を進める必要がある。そのような取組を実効性あるものとして取り組んでいくためには、防災・復興関連部局における女性職員の占める割合の状況を定期的に把握し、例えば、女性の占める割合についての数値目標と達成の年限を定めるなど積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の考え方と手法を取り入れることが有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、防災担当部局の担当職員について、女性職員の採用・登用の促進に取り組むことを記載。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 	対応中	内閣府
6				<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性職員が妊娠・出産・育児等を経ても働き続けられるような環境を追求していくとともに、これまで女性を配置しなかったポストについても、積極的に女性の登用を進めていく。 	対応中	警察庁	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性消防職員の採用促進について、平成16年に通知を発出し、各消防本部における積極的な取組を求めているところである。 また、毎年、男女別の消防職員数を調査しており、女性消防職員の占める割合が年々増加していることを把握している。 	対応中	総務省	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省においては、第3次男女共同参画基本計画に基づく「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性の採用及び登用の拡大に取り組んでいるところであり、今後も、上記拡大計画の趣旨に基づき、女性の登用を図るよう努めてまいりたい。 特に、災害発生時に設置される、災害対策本部における事務局員については、可能な範囲で男女共同参画の視点も取り入れつつ、選定するよう努めてまいりたい。 	対応中	法務省	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛省は、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定。)」において、人材を有効活用する観点から女性自衛官の更なる活用に関する施策を実施することとしている。今後も、災害派遣等における女性自衛官の活用を図るよう努めてまいりたい。 	対応中	防衛省	
7			<ul style="list-style-type: none"> ○ 加えて、国及び地方公共団体の防災・復興関連部局の管理職及び職員が、その業務の遂行に際して男女共同参画の視点をより多く取り入れることを可能にするため、それらの職員に対する研修等の機会に、東日本大震災への対応等から得られた教訓を素材に、男女共同参画の視点について理解を深めていく必要がある。その際、国及び地方公共団体の男女共同参画担当部局による積極的な支援・協力も期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、男女共同参画の視点からの災害対応について研修等を実施することを記載。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 	対応中	内閣府	
8			<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や地方公共団体で防災に携わる職員の職務内容と経験に応じた災害対処能力等を養成するための研修等において、男女共同参画の視点を踏まえたカリキュラムの導入を検討する。 	対応中	内閣府		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。 	対応中	復興庁		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁においては、消防職員を対象とする研修会等において女性消防職員の採用や職域拡大等について理解を深めていただくよう取り組んでいる。 	対応中	総務省		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づいて男女共同参画に関して各府省が講じている施策の進捗状況等を把握するなど、復興施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、当該組織・担当者がその設置の趣旨を生かして十分に機能することを期待する。 	対応中	復興庁		
			<ul style="list-style-type: none"> ○ あわせて、復興庁以外の国及び地方公共団体の防災・復興関連部局においても、男女共同参画に関わる問題について核として機能する組織や担当者を定めておくことも有効な取組と考える。 				

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
9			<p>○ 意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、以下の点について留意し、災害対応に当たることのできる女性の確保及び災害にも対応するための職業能力の向上に取り組む必要がある。</p> <p>ア)女性の消防職員、警察官、自衛官等の定着の促進、災害対応についての平時からの研修及び訓練の充実等</p> <p>イ)発災直後における保育所及び認定こども園による児童の積極的な受け入れなど、災害対応に当たる公務員・民間企業等の従業員等が子育てや介護等の家族的責任を有する場合における、当該公務員等の子育て・介護への支援</p> <p>ウ)現場において災害対応に当たる女性の消防職員、警察官、自衛官等の更なる参画拡大(法令により女性の就業が制限されている業務を除く。)</p>	<p>○ ア) 各都道府県警察において、大規模災害等を想定し、女性警察官も男性警察官と隔てなく、平時から訓練等を実施している。</p> <p>○ ウ) また、災害発生時には、避難所等における被災者の相談対応や警戒・警ら活動等において、女性警察官を中心としたきめ細かな活動を行うなど、災害対応の現場においても女性警察官が活躍している。</p> <p>○ 消防庁では、平成16年に、女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項に係る通知を発出し、適正な取扱いに配意するよう周知徹底を図っている。</p> <p>○ イ) 東日本大震災発生時には、被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築やそれに伴う費用負担に係る特例措置について周知するとともに、保育所及び認定こども園への入所手続き等の簡略化、施設等の復旧に対する支援を行った。 今後も災害の規模や状況に応じて臨機応変に判断し、速やかに対応していく。</p> <p>○ ア) 災害に対応するための訓練は平時から行っている。</p> <p>○ イ) また、災害派遣において女性自衛官の活用を図るため、災害派遣等の緊急登庁時に職員が子の臨時の預け先の確保などに不安を抱くことなく、常時即応態勢を維持するための託児支援策を引き続き推進している。</p>	対応中 対応中 対応済 対応中	警察庁 総務省 文部科学省、厚生労働省 防衛省
第4 防災・復興に係る男女共同参画の視点の導入等						
1 男女共同参画基本計画等における防災・復興分野の組込み						
10			<p>○ 次期男女共同参画基本計画の策定に際しては、今般の東日本大震災における教訓、震災後に講じられた各府省の施策、本意見において求めている取組に係る施策の実施状況等を踏まえて、防災分野についても具体的な施策における内容の一層の充実を図るとともに、復興分野における男女共同参画の推進に係る取組を具体的な施策として取り上げることを念頭に置いて検討を進めることが適当である。あわせて、次期基本計画の構成において、防災及び復興に関する分野を「地域」等から切り離して、単独の重点分野とすることも全体のバランスを見ながら検討すべきである。</p>			
11			<p>○ 都道府県及び市町村の定める男女共同参画計画における防災・復興関連の施策の位置づけ等に関する状況を調査し、その結果を踏まえて、地方公共団体に対して、男女共同参画計画の中に防災・復興関連施策が適切に組み込まれるよう検討を促す必要がある。</p>	<p>○ 内閣府において、市区町村が定める男女共同参画計画における防災・復興関連施策の位置づけ等を把握し、今年度内に公表する予定。</p>	対応中	内閣府

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	
12		2	防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後発生するおそれのある自然災害への準備のため、政府においては、東日本大震災における経験を基に、男女共同参画の視点から、被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防等の各段階における必要な対策・対応を取りまとめ、周知する必要がある。その際、国が定める指針やマニュアルにおいては、現場における行動の根本となる部分を重視し、細部については現地の状況に応じた柔軟な判断や裁量がいかされるような表現として、指針やマニュアルが災害発生時に現場で行われる機動的・柔軟な意思決定や行動の妨げとなったり、現場関係者の硬直的な対応に結び付いたりしないよう留意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災や過去の災害の経験を基に、男女共同参画の視点から、予防、応急、復旧・復興等の各段階における必要な対策・対応について地方公共団体が取り組むべき基本的事項を示した取組指針を平成25年5月に作成・公表した。また、本取組指針においては、現場における行動の根本となる部分を重視し、基本的考え方及び各段階において必要とされる取組について示している。 	対応済	内閣府
13				<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)では、避難所に滞在する被災者について、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう、地方公共団体を含めた災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定したところである。 このような改正法の趣旨・内容を踏まえ、国としても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、 <ul style="list-style-type: none"> ・住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させること ・高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするために、窓口には女性を配置することが適切であること を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。 ○ 防災訓練を実施するための指針及び基本的な考えを示す「平成25年度総合防災訓練大綱」において、「訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れることを「防災訓練実施に当たっての基本的な方針」に盛り込んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)では、避難所に滞在する被災者について、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう、地方公共団体を含めた災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定したところである。 このような改正法の趣旨・内容を踏まえ、国としても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、 <ul style="list-style-type: none"> ・住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させること ・高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするために、窓口には女性を配置することが適切であること を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。 ○ 防災訓練を実施するための指針及び基本的な考えを示す「平成25年度総合防災訓練大綱」において、「訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れることを「防災訓練実施に当たっての基本的な方針」に盛り込んでいる。 	対応中	内閣府
14		3	男女共同参画センター・女性センター等の役割、地域・民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生した際のセンターの機能の強化を促す観点から、職員に対する研修、地域における女性リーダーの人材育成のための研修等の支援、関係機関相互のネットワーク構築のための支援に引き続き努めるとともに、全国の取組の中から他の参考となるような好事例の紹介等に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集」(平成25年5月)を作成し、参考となる事例を紹介した。 ○ 「男女共同参画センター等管理者との情報交換会」(毎年度3月に開催)において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の説明などを行う予定。 	対応中	内閣府

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
15		4 男女共同参画の視点に立った避難所・応急仮設住宅等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災後に避難所の運営に関して見られた事例も踏まえて、避難所運営に女性を含む多様な主体の視点を反映させるための対策を国が作成する指針やマニュアル等に盛り込むとともに、平時から固定的な性別役割分担意識の解消のための広報・啓発に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、避難所の運営に男女両方が参画することや、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となることを盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 	対応中	内閣府
16			<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体に対し、各地域において実施される防災訓練等の場を活用して、東日本大震災の際の男女共同参画に係る問題点を教訓としながら、自治会等の関係者に対する説明を行うなど、避難所等の運営が男女共同参画の視点に留意したものとなるよう要請する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)では、避難所に滞在する被災者について、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう、地方公共団体を含めた災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定したところである。 このような改正法の趣旨・内容を踏まえ、国としても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、 <ul style="list-style-type: none"> ・住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映されること。 また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させること ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするために、窓口には女性を配置することが適切であること を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。 	対応中	内閣府
17			<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体やNPO等とも連携しながら、女性の悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を始めとする被災者に対する相談事業を引き続き実施することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該相談事業について、平成26年度復興予算の事項要求で要求中(継続)。 	対応中	内閣府

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
18			○ 災害時において福祉避難所や社会福祉施設において、24時間体制で要援護者への対応を行うことができるよう、全国的な支援のネットワークの構築に向けた取組や、障害者に対する支援に関して専門性のある人材の確保の必要がある。	○ 平成25年度に、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、 ・被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者(ホームヘルパー等)、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること ・医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。	対応中	内閣府
				○ 障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)においては、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワーク形成に取り組むこととしている。	対応済	内閣府
19			○ 地方公共団体に対し、福祉避難所以外の避難所についても可能な限りバリアフリー化された施設を使用するよう促すほか、災害時に避難所としての使用が想定される公共施設のバリアフリー化を推進するための施策に取り組む必要がある。	○ 平成25年度に、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、 ・避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと ・平常時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましいこと。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討すること ・福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること。また、生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設を活用することが適切であること ・物理的障壁の除去(バリアフリー化)がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。	対応中	内閣府
				○ 不特定多数の者や主に高齢者、障害者等が利用する建築物で、一定規模以上のものを建築する場合には、「バリアフリー法」に基づくバリアフリー化の義務付けや、所定の基準に適合した認定特定建築物に対する助成制度等の支援措置を行っている。窓口業務を行う官庁施設については、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。 歩行空間については、「バリアフリー法」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者用ブロックの整備等を推進している。 都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のため「バリアフリー法」に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めている。	対応中	国土交通省
				○ 東日本大震災の被災地の復旧・復興及び全国の学校の安全性・防災機能の強化を進める上での知見を示した『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言』において、災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要であること、また、要援護者に限らず、バリアフリー化を行うことは、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効であることを学校設置者に示している。 また、災害時に避難所としての役割も果たす公立学校施設のバリアフリー化に対して国庫補助を行っている。	対応中	文部科学省

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
20			○ 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しを行う際に、男女共同参画の視点にも留意する必要がある。	○ 平成25年6月の法改正を受け、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表したところ。 なお、本改定においては、取組指針の内容について、避難行動支援に係る事柄を中心とりまとめたところであり、従来のガイドラインで対象としていた避難生活に係る部分については、別途策定している、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中で、要配慮者を含む多様な主体への配慮として記載することと整理したところ。	対応済	内閣府
21			○ 今回顕在化した問題も踏まえて、災害法制全体の見直しの中で、より柔軟な対応が可能となるよう引き続きその在り方を検討する必要がある。	○ 地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性も含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)) なお、平成25年度に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難所運営の主体について、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、そのニーズ配慮し、意見を反映させることについても盛り込んだ。	対応済	内閣府
第5 被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進						
22	1 被災地における女性の雇用確保・起業支援		○ 雇用創出基金事業や復興支援型地域社会雇用創造事業を通じて、被災地における女性の就業機会を増やすための努力を重ねており、こうした姿勢は評価できる。また、被災地で現在行われている雇用確保のための取組は時限的なものであることから、被災地における雇用の状況を引き続き把握し、事業終了までの間に震災前の状況と比較してどの程度まで回復したのか検証していくことも重要である。	○ 被災地における起業と雇用の創造のため、「社会的企業」の起業や担い手となる人材の育成を支援する事業を平成24年度において実施した結果、240人の女性が起業を達成した。(本事業による起業者全体に占める女性の割合は約40%)(復興支援型地域社会雇用創造事業)	対応済	内閣府
			○ 引き続き、被災地における女性の雇用機会の確保、起業活動への支援について、それらの活動に携わるNPO等を通じた支援も含めて、今後とも継続的に行っていく必要がある。その際、特にNPO等が行う活動については、地域に根ざして地道に活動している団体が、全国的なネットワークをもっている支援関係者・団体とのつながりをもつことで、活動の規模を拡大したり、新たな事業を立ち上げたりすることが期待できることから、メディアで頻繁に取り上げられる地域や団体に民間等の支援が向かいやすいことも念頭に、こういった団体やメディアで報じられる機会は少なくとも真に支援を必要としている地域にも適切な支援が届くよう留意する必要がある。	○ 震災等緊急雇用対応事業については、引き続き被災地で実施しており、平成26年度概算要求においても、1年間の実施期間の延長を要求しているところ。	対応済	厚生労働省
23	2 復興まちづくり等における男女共同参画の推進		○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」においても述べられているとおり、復興のあらゆる場・組織において女性の参画を促進することが男女共同参画の視点から欠かせないことから、政府においては、各種復興施策の実施に際して、女性を始めとする多様な住民の視点が反映されるよう、改めて地方公共団体に要請することが必要である。	○ 被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するため、「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について定期的にとりまとめ、公表している。 また、復興に当たって女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などをとりまとめているが、その中で、起業支援、就業支援など“仕事づくり”的分野も含めて公表している。また、「女性による起業と女性の就業の場の確保に関するケーススタディ」も公表している。	対応中	復興庁
			○ 東日本大震災の発災後、職場を離れることが難しい夫を残して、子どもを連れて地元を遠く離れて生活している子育て世代の女性が多く存在する。政府においては、このような世帯に対して、その所在やニーズを把握しつつ、男女共同参画の観点からどのような支援を行うことができるかを検討する必要がある。	○ 被災地に特化していないが、新たに起業・創業や第二創業を行う女性及び若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成している(地域需要創造型等起業・創業促進事業)。また、新規事業や雇用の創出を図ることを目的とし、起業意欲のある女性等を対象に、日本政策金融公庫が必要な資金を低利で融資している。(女性・若者／シニア起業家支援資金)。	対応中	経済産業省
24	3 地域社会の活性化等における男女共同参画の推進		○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」においても述べられているとおり、復興のあらゆる場・組織において女性の参画を促進することが男女共同参画の視点から欠かせないことから、政府においては、各種復興施策の実施に際して、女性を始めとする多様な住民の視点が反映されるよう、改めて地方公共団体に要請することが必要である。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、復旧・復興における男女共同参画の視点の反映を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。	対応中	内閣府
			○ 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。	対応中	復興庁	
25			○ 東日本大震災の発災後、職場を離れることが難しい夫を残して、子どもを連れて地元を遠く離れて生活している子育て世代の女性が多く存在する。政府においては、このような世帯に対して、その所在やニーズを把握しつつ、男女共同参画の観点からどのような支援を行うことができるかを検討する必要がある。	○ 原発事故発生時に福島県浜通り・中通り(原発事故による警戒区域等を除く)又は宮城県丸森町(以下「対象地域」という。)に居住しており、原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等(妊婦を含む。)及び対象地域内に残る父親等を対象に高速道路無料化措置を実施している。	対応中	復興庁

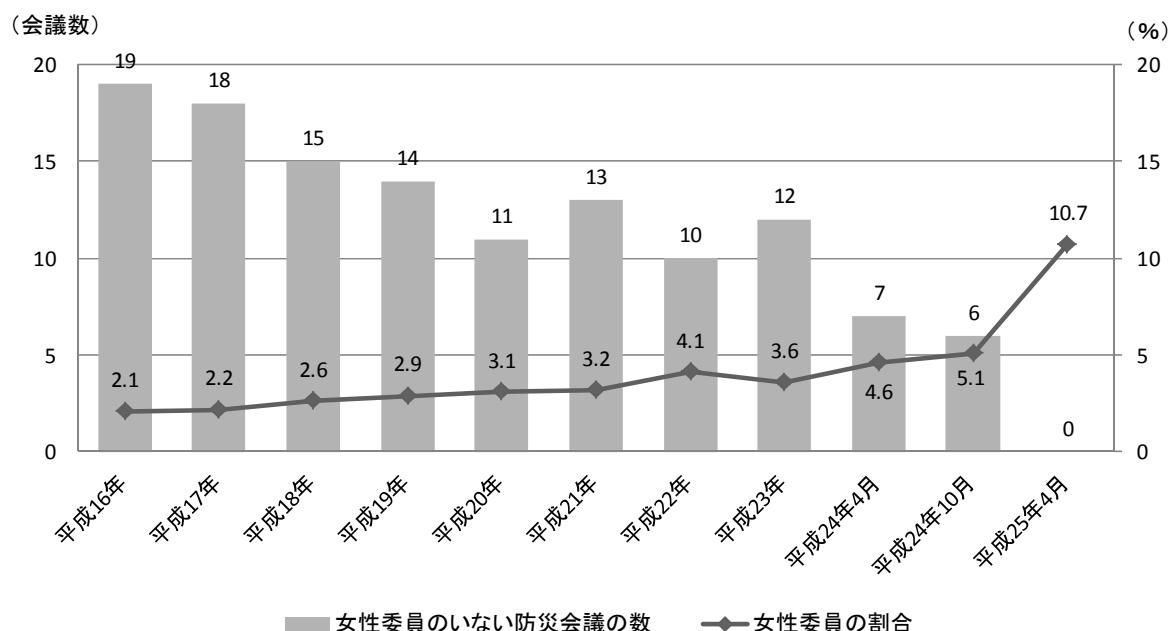
No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省
26		3 被災者の悩み・女性に対する暴力への取組	○ このような被災地における女性の悩み・暴力相談事業を始めとする被災者に対する相談事業を今後も地方公共団体やNPO等の協力を得ながら、当面継続して実施していく必要がある。	○ 平成26年度復興予算の事項要求で要求中。(継続)	対応中	内閣府
27			○ このような形で行われているボランティアの取組も念頭に、被災者から男女共同参画に関する相談を受けた際の対応について、特に女性に対する暴力が絡むような相談においては被害者を尊重した対応が図られるよう、支援関係者に幅広く周知を図ったり、好事例を紹介するなどの取組を検討する必要がある。	○ 岩手県、宮城県、福島県に各10万枚の広報カードを作成し、関係機関、公共スペース、商用施設等に設置しているほか、チラシを作成して仮設住宅等に配布している。	対応中	内閣府
28		4 男女別データの整備	○ 復興プロセスにおいて収集・作成している各種のデータを可能な限り男女別に整備していく必要がある。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、男女別統計の整備を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけ、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。	対応中	内閣府
				○ 被災者・被災地の負担なども勘案しながら、男女別のデータ整備に努める。	対応中	復興庁
				○ ハローワークでの職業紹介に関するデータは基本的に男女別で把握することが可能である。	対応済	厚生労働省
29		第6 国際的な防災協力における男女共同参画	○ 引き続き、防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、上記決議(※国連婦人の地位委員会での決議)等の根幹を成す考え方を取り組む必要がある。	○ 第56回国連婦人の地位委員会決議を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)を作成した。今後は、本取組指針の概要を英訳し、国連等の会議において配布するなど、東日本大震災等の経験を国際社会と共有することを予定。	今後対応予定	内閣府
				○ 「防災対策推進検討会議」の最終報告書(平成24年7月)の第1章の、「防災先進国日本」を世界に発信する、の項目において、「防災分野で世界をリードし、各国の防災水準の底上げを支援する」ことが明記されている。同報告書の提言に基づき、国際社会でリーダーシップを発揮できるよう、引き続き取り組んでいくこととしたい。	対応中	内閣府
30			○ 2015年(平成27年)に開催される第3回国連防災世界会議については、今般、我が国での開催が決定したところであるが、このような防災に関する国際会議の代表団に今後より多くの女性が参画するよう、代表団の編成に当たって留意すべきである。	○ 「世界防災閣僚会議in東北(2012年7月)」、「防災グローバル・プラットフォーム(2013年5月、於:ジュネーブ)」の議長総括には、災害に強い社会を構築する際の女性の役割の重要性が言及されている。第3回国連防災世界会議の内容や詳細については、今後決定されるが、会議の成功に向け必要なステークホルダーが参加出来るよう、国連加盟国等と調整していくこととしたい。	対応中	内閣府

■都道府県防災会議の委員に占める女性の割合（平成25年4月）

都道府県	委員 総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年10 月の女性割 合(%)
北海道	64	4	6.3%	5.2%
青森県	58	11	19.0%	10.2%
岩手県	64	5	7.8%	1.8%
宮城県	53	4	7.5%	2.0%
秋田県	52	5	9.6%	3.7%
山形県	59	7	11.9%	4.0%
福島県	51	5	9.8%	6.1%
茨城県	50	5	10.0%	2.2%
栃木県	48	1	2.1%	2.0%
群馬県	47	4	8.5%	2.4%
埼玉県	69	5	7.2%	4.8%
千葉県	52	1	1.9%	3.8%
東京都	64	3	4.7%	0.0%
神奈川県	54	8	14.8%	10.2%
新潟県	70	18	25.7%	20.0%
富山県	64	9	14.1%	7.1%
石川県	65	5	7.7%	3.3%
福井県	56	2	3.6%	0.0%
山梨県	60	3	5.0%	0.0%
長野県	62	5	8.1%	1.8%
岐阜県	60	7	11.7%	5.9%
静岡県	54	5	9.3%	9.3%
愛知県	74	3	4.1%	0.0%
三重県	52	5	9.6%	2.1%
滋賀県	59	8	13.6%	2.0%
京都府	65	7	10.8%	5.1%
大阪府	62	3	4.8%	1.9%
兵庫県	55	6	10.9%	6.1%
奈良県	53	4	7.5%	7.4%
和歌山県	49	2	4.1%	2.0%
鳥取県	65	26	40.0%	16.7%
島根県	71	18	25.4%	13.6%
岡山県	54	7	13.0%	8.3%
広島県	58	1	1.7%	1.7%
山口県	57	6	10.5%	0.0%
徳島県	53	11	20.8%	18.9%
香川県	54	5	9.3%	6.0%
愛媛県	58	4	6.9%	0.0%
高知県	57	6	10.5%	5.8%
福岡県	54	4	7.4%	7.3%
佐賀県	67	20	29.9%	5.8%
長崎県	65	7	10.8%	4.5%
熊本県	55	1	1.8%	1.8%
大分県	44	3	6.8%	6.8%
宮崎県	44	1	2.3%	2.2%
鹿児島県	60	4	6.7%	1.8%
沖縄県	54	7	13.0%	6.0%
合計	2,715	291	10.7%	5.1%

備考：内閣府男女共同参画局調べ

■都道府県防災会議の委員に占める女性の割合の推移



備考：内閣府男女共同参画局調べ

■都道府県防災会議の委員の内訳（平成 25 年 12 月時点）

災害対策基本法第15条第5項の規定		委員総数	女性委員数	女性割合
1号	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	701	8	1.1
2号	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	47	0	0
3号	当該都道府県の教育委員会の教育長	47	2	4.3
4号	警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	47	1	2.1
5号	当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	399	63	15.8
6号	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	195	3	1.5
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	1,018	71	7
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	263	172	65.4
計		2,717	320	11.8

備考：内閣府男女共同参画局調べ

■市町村防災会議の委員に占める女性の割合（平成 25 年 11 月）

	調査数	い な い	1 ～ 5 % 未 満	5 ～ 1 0 % 未 満	1 ～ 2 0 % 未 満	2 ～ 3 0 % 未 満	3 ～ 4 0 % 未 満	4 ～ 0 % 以上	無回答	平均 (%)
全 体	1327 100.0	429 32.3	207 15.6	326 24.6	265 20.0	49 3.7	4 0.3	3 0.2	44 3.3	6.2
市 区	705 100.0	93 13.2	133 18.9	225 31.9	202 28.7	36 5.1	2 0.3	3 0.4	11 1.6	8.3
うち政令指定都市	18 100.0	- -	1 5.6	10 55.6	5 27.8	1 5.6	- -	1 5.6	- -	12.0
うち政令指定都市以外	687 100.0	93 13.5	132 19.2	215 31.3	197 28.7	35 5.1	2 0.3	2 0.3	11 1.6	8.2
町 村	622 100.0	336 54.0	74 11.9	101 16.2	63 10.1	13 2.1	2 0.3	- -	33 5.3	3.6

備考：内閣府「市区町村における男女共同参画に係る施策の推進状況」(平成 26 年 2 月)より作成。

平成 25 年 11 月から 12 月にかけて、全国の市区町村(1,742 団体)を対象に調査を実施(郵送配布・メール回収)。1,327 市区町村から回答を得た結果(回収率 76.2%)。

監視専門調査会等の開催状況

監視専門調査会

第18回 平成25年5月31日（金）

- ワーキング・グループの設置等について

第25回 平成26年2月24日（月）

- 防災・復興における男女共同参画の推進に関する意見について

防災・復興ワーキング・グループ

第1回 平成25年5月31日（金）

- 防災・復興に係る監視専門調査会のこれまでの取組について
- 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について
- 今後の審議の進め方について

第2回 平成25年12月6日（金）

- 関係府省ヒアリング（内閣府、外務省）
- 有識者等からのヒアリング
 - ・松岡 由季 国連国際防災戦略事務局（UNISDR）駐日事務所代表
 - ・石川 浩史 仙台市総務企画局国連防災世界会議準備室長
 - ・橋本ヒロ子 十文字学園女子大学教授兼十文字中学高校校長
 - ・男女共同参画と災害・復興ネットワーク
　田中 正子 同ネットワーク運営委員
　原 ひろ子 同ネットワーク副代表

第3回 平成26年1月31日（金）

- 関係府省ヒアリング（内閣府、復興庁、消防庁）
- 有識者等からのヒアリング
 - ・藤沢 烈 一般社団法人RCF復興支援チーム代表理事
 - ・東日本大震災女性支援ネットワーク
　皆川 満寿美 同ネットワーク政策提言プロジェクト・アドバイザー
　吉浜 美恵子 同ネットワーク運営委員（『東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書』担当）
 - ・宗片 恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
 - ・小山内 世喜子 青森県男女共同参画センター副館長、特定非営利活動法人全国女性会館協議会常任理事

第4回 平成26年2月18日（火）

- 防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について

監視専門調査会 委員名簿

平成25年5月31日現在
(50音順、敬称略)

安部	由起子	北海道大学大学院教授
大谷	美紀子	弁護士
◎※鹿嶋	敬	実践女子大学教授
○末松	則子	三重県鈴鹿市長
田中	弥生	大学評価・学位授与機構教授
○二宮	正人	北九州市立大学教授
●廣岡	守穂	中央大学教授
○松下	光恵	静岡市女性会館館長
※○宗片	恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
山本	隆司	東京大学大学院教授

〔 ◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員
●印：防災・復興WG座長、○印：防災・復興WG委員 〕